



## 火災予防のための措置命令を行っている消防対象物一覧

消防長又は消防署長が火災予防のための措置命令を行った場合は、消防法によりその旨を公示しなければなりません。

稲敷広域消防本部では、火災予防査察等に関する規程に基づき、当組合のホームページにも公示しております。

現在、消防法令違反による火災予防措置命令を行っている消防対象物は次のとおりです。

消防対象物の名称	大高電設株式会社 茨城支店
消防対象物の所在地	茨城県龍ケ崎市大塚町 3421 番地
命令を受けた者の氏名	大高電設株式会社 代表取締役 大高 治
命令事項	平成 30 年 11 月 12 日までに、屋内消火栓設備を設置すること。
命令日	平成 30 年 8 月 13 日

消防対象物の名称	株式会社ファーシャ
消防対象物所在地	茨城県龍ケ崎市羽原町 1942 番地
命令を受けた者の氏名	株式会社ファーシャ 代表取締役 曾 揚
命令事項	<p>【整備工場駐車場棟】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>令和元年 10 月 1 日までに、屋内消火栓設備を設置すること。</li></ul> <p>【倉庫・塗装棟】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>令和元年 10 月 1 日までに、自動火災報知設備を設置すること。</li></ul> <p>【立体駐車場】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>令和元年 10 月 1 日までに、消火器を設置すること。</li><li>令和元年 10 月 1 日までに、屋外消火栓設備を設置すること。</li><li>令和元年 10 月 1 日までに、移動式粉末消火設備の維持管理を良くすること。</li><li>令和元年 10 月 1 日までに、自動火災報知設備を設置すること。</li></ol> <p>【荷捌き場】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>令和元年 10 月 1 日までに、消火器を設置すること。</li><li>令和元年 10 月 1 日までに、屋外消火栓設備を設置すること。</li></ol>
命令日	令和元年 7 月 3 日

このページに関するお問い合わせ先

稲敷広域消防本部 予防課  
〒301-0837 茨城県龍ケ崎市 3571-1  
電話：0297-64-3744

